

名物紅乃袖

解説 今田信一

解 説

この「名物紅乃袖」という珍本は、山形市七ッ松
(旧門伝村後出)の七松山地福寺に伝来するもので、体裁は
縦二七・五糎、横一八・五糎あり、表紙の外、本文は
和紙一五葉、袋綴りになっている。表紙は藍色、題簽
は茶色であり、表紙及び本紙共に虫喰いの箇所が多
い。

卷末に「時文化二乙丑正月求之ヲ 七松山左膳主」
と明記しているように、文化二年(一八〇五)の正月に
左膳が入手し、それ以来同寺に珍藏されて来たもので
ある。この左膳というのは何世の住僧か、恐らくは一
八世の宥寛であろうと思われる。この人は非常に好学
勉強家であつたらしく、同寺に保存される仏典その他
の古本類によつて蔵書名を調査すると、宥寛代のもの

名物紅乃袖

が最も多い。この宥寛が左膳と称したかどうかに就い
ては、今の所、はっきりした資料は出て来ないが、「津
ノ国橋供養」という写本の裏紙に「天保甲午年二月十
(一八三四)
九日此主 七松山佐膳坊写」と署名していることが有
力な手がかりとなる。左膳、佐膳、佐膳坊を称した者
に、一九世宥照、二一世宥勝がいるが、その左膳宥照
は文政三年(一八二〇)生れであるから、天保甲午年、
即ち天保五年は数え年一五才であつて、この書写は寛
束ない。宥寛は生年月日は不明であるが、過去帳によ
れば天保五年五月に歿しているから、その年の二月に
書写したものと見られる。従つて、左膳という名は、
地福寺の襲名で、宥寛もまた左膳あるいは佐膳坊と称
したものであらう。

左膳或は佐膳坊と言つた一九世宥照も、父に劣らぬ
篤学の士で、署名の蔵書が多いが、前記「津ノ国橋供
養」の奥書に、「此本、何方様へ参候共、愚拙方へ御
届被下度頼(願カ)上候。尚落字、假(名脱カ)違等

多く、宜敷見人智恵を添へかしと希ふ事しか梨書主
 悪筆庵大恥（花押）」とある。この書体及び文章は、

「紅の袖」の奥書に、「口演」として書き記されてい

るものと似ており、他の資料に書かれているものと比
 較して見れば、これは一九世左膳有照の書体に類似す

る。ひるがえって、「宝来山さらし」の「干時文化二

乙丑正月求之 此主門伝村七松山左膳坊」あるいは、

「仏説文珠経」の「文化九壬申歳九月吉祥日晦日」等

と書かれている筆法は、「紅の袖」の年号の筆法と全

く同じである。かくの如く比較研究すれば、この書を

求めたのは一八代左膳有寛で、一九世左膳有照が前記

奥書とこの口演を書いて愛蔵したものと思われる。

この本には筆者名がなく、内容を見ても、その有力
 なきめ手となるものは得られない。記述の体裁は、恐

らくは上方の紅花問屋筋と思われる者の需めに応じて

山形地方における生花や干花の買い付け方に関して、

その心得を詳細に書き送った時の控書であろう。しか

しながら、叙述の形態を子細に検討すると、そういう
 手紙の形に託して、最上紅花や山形の花市場の盛況を
 物語りとして書いたものであらうとも想像される。

記述の内容を見ると、先ず最初の三頁に亘って山形
 の歴史的概況を述べ、近傍の名所・名物などに触れて
 から、項を改めて本論に入る。この項には、紅花種の
 選定から播種、或は干花の製造工程などを詳記し、や
 がて、花市場の殷賑ぶりや仲買・サンベ衆の活躍ぶり
 を描写し、最後に雨花や照花の品質鑑定や、買い付け
 方についての諸注意事項に及び、文章も書体もなかな
 か達者に出来ている。但し大分気負い立ち、興に乗っ
 て書いているせいか、部分的には多少理解しにくい箇
 所がないでもない。この点については筆者も認め、結
 びに「遠国之儀（ニ欠カ）御座候得へ、言もいやく
 書取兼候。たらさる所へ御推量にて御覧被下、御加筆
 （云々）」と書き結んでいる。毎日の相場変動の事情
 や、品質の見分け方などは、長い経験と鋭い感が必要

としたこの商売であるから、筆談や口述では言い尽くせない点があったことにもようろう。

「紅の袖」の出来た年代は、末尾に「戌六月」とあるだけで、大切な年号を欠いているので不明であるがこの記述された内容を史的に理解するためには、どうしても、その年代をつきとめる必要がある。それは甚だ困難で冒険に過ぎるであろうが、次に若干の操作を試みてみよう。

まず第一の手がかりとして、「戌年」に該当する年で、「雨天と兼而考罷有り候所に、五月十六日より雨天続、廿三日迄雨降」、しかも「六月五日六日、東方近在迄ハ雨降候得共、山形は一切降不申」という特異な天候であったことに着目し、文化二年以前の戌年でこういう天候の年を調査すると、一応、「享保十五戌年」が想定される。この年はいわゆる雨年で、特に山形より東北方に当たる地帯は、「六月七日より十四日迄、大雨止むことなく降り続く、仍之紅花悉くくさり

名物紅乃袖

申候」(大町念仏講帳)という年柄であった。

しかし、これだけでは有力な決め手とはならない。

天候の上からこれを補足するものとして、文中に「去年中照り年ニて、紅花不出来」と言っていることを重視し、戌年の前年の旱天を調査すると、享保十四年がこれに当たる。この年は、「近年覚無之旱天にて(中略)、紅花之儀、六月十九日時分より売買御座候、尤も是も旱枯にて、出高不足ニ御座候□□之内一切露気無御座、百姓者不及申、商人等迄迷惑」(全前)という旱天であった。「新庄古老覚書」でもこの旱天を取り上げ、「享保十四年六月殊之外旱魃にて、天童・楯岡・長瀬・谷地の方は、以の外難儀」と、紅花生産地帯の旱害を記録に留めたほどであった。この年の旱魃は、勿論山形地方をも含めた村山地方全体に及んだので、享保十五年説の裏付けとして大切な点である。

さらにこれを決定的なものにするために、文中「当年土用六月五日ニ御座候」とあることを手がかりに、

各成年の土用を調べて見る。夏の土用は例年太陽暦の七月二十日頃であるから、成年の六月五日を、太陽暦に換算して七月二十日に該当すればいい訳で、この点から文化二年以前の成年を尋ねて行くと、享保十五年の六月五日は丁度七月十九日に当たっており、これもまた推定年を確実なものにする。

次にこれを歴史的な面から若干の考察を加えよう。

即ち、近世中期までの最上紅花の流通機構は自由売買制度で、京都方面の紅花問屋や紅粉屋の手代衆が、大勢生産地に下って来て、山形や在方の紅花宿や紅花荷主を根拠地とし、七日町や十日町の紅市場や、仲買人やサンベの手を経て、自由に必要量を集荷していたのである。この自由売買の慣習は、おのずから競争買いを煽り、相場の変動に甚だしく影響を与えた。その間また、大筋の問屋方は、多額の冥加金を幕府に納入することによって、元禄以後の窮迫せる幕府の経済を援助する等の運動が奏功して、享保二十年（一七三五）に

京都の大問屋十四軒が、独占制による問屋組合を結成し、自由売買を一切禁止したのである。それ以来、山形や在方には京都からの買人は下らず、山形や地方の紅花商人が、十四問屋の注文に応じて、直送する制度になったのである。しかるに、「紅の袖」の記述を見ると、「京都よりも紅屋中買数多御下向有て求之」とあり、その外にも全文を通じて自由売買の賑かさが描写されている。このことは、問屋制度が成立する享保二十年以前の状況に外ならない。

以上、甚だ薄弱な論拠であるが、「戌六月」というのは享保十五年のことであろうと推定したい。若しそれが許されるならば、紅花問屋制確立以前の最上紅花資料として、時代的にも貴重なものと言えるであろう。内容的には改めて解説する必要もないが、いわゆる最上流の干花は、古来「銭花」と称して、小ぶりが一つの特色とされて来たが、実際は天候の状況によって大ぶりのものも作られたこと、山形には花屋を業

とするものが数十軒あって、干花加工の中心をなしていたが、この頃から、生花生産者の一部には、既に自ら加工を行なう階層も生じていたこと等が知られる。

元文二十年（一七三六）の寒河江中村家の紅花仕入帳に、山形作り干花三駄、寒河江作り干花式駄片馬等買付けたことが見えるが、それらは、その地方の直接加工者から買い集めたことを証明するであろう。その外生花仕入宿の状況や花市場など、興味津々たるものがある。

さて、以上の年代考証を終えて、いよいよ原稿を委員会に提出する日、表紙の中張りにかすかに文字のあらが気になった。これは最初から気づいていたことであるが、左程注意を払わずに捨てておいたのである。しかし最後の一策、若しやこれに重要な手がかりはないものかと、白紙の裏張りを一枚はがして見たらこれは意外、左字になっていて全文の判読は困難であ

名物紅乃袖



（表紙中張りから発見された年号の見える史料）

るが、「享保十五年戊七月」とか、「羽州山形後藤小平次」とかがはっきりと読めたのである。

私は非常に驚き、且つはよろこび、山形県警察本部鑑識課に依頼して写真を撮って貰い、あるいは、県史編さん室長岡崎弘太郎氏の厚意ある斡旋により、地福寺の理解ある許可を得て、専門職に表紙の中張りをはがして貰ったりして、充分な検討を行なうことが出来た。中張り紙は全部で一〇枚あり、四枚は享保十五年

に後藤小平次から松坂屋弥右衛門及び同吉兵衛に宛てた「紅花仕切差引目録」で、他の六枚は「紅の袖」の原稿断片であることが判明した。これによって見れば「紅の袖」はまさしく享保十五戌年に山形の後藤小平次が書いたものと断言することが出来る。

しからば、この筆者後藤小平次とは何者であろうか。識者は言わずとも頷くことであろう。即ち、後藤屋の隠居が書いたと伝える有名な、「山形風流松の木枕」に、「先此町が旅籠町とて、軒数が百卅七軒、往来旅人の御一宿の処、むかへは後藤小平治と申て、津軽様の御本陣」とある旅籠屋小平治で、「松の木枕」は、この小平治が隠居してから、一人の旅人に仮託して、手すさびに山形の案内記を書いたその人である。この後藤屋は現在の富士銀行附近にあって、元禄年間に来たと言われる「山形故実録」(山形経済史料第四集)の旅籠町の部に「旅籠町一ト町屋敷数合百四拾軒、内四軒は御本陣後藤小平治」と見えるように

古くから津軽藩の本陣を勤めていた旅館であった。今は故あって一家が四散してしまった。

「松の木枕」は、明和六年頃に出来た(全前第二集)と伝えるが、上州館林図書館所蔵の「山形棚佐賀志」(本集登載)の「山形に松の木枕という書有り」という記事からすれば、明和六年より若干古いのではないかと思われる。秋元侯が川越から山形に転封を命ぜられたのは明和四年九月で、翌五年三月に城地の引渡しが行った。この時の御目付役松田善右衛門は後藤小平治宅に泊った。「山形棚佐賀志」を書いた海寿という人はこの秋元藩士で、城地引渡しが行って間もなく、同年六月と十二月の二回山形に来ており、或は後藤屋に泊つてこの本を見せて貰ったのではあるまいか。そうとすれば、「松の木枕」は少くとも明和五年以前の作と見なければならぬ。

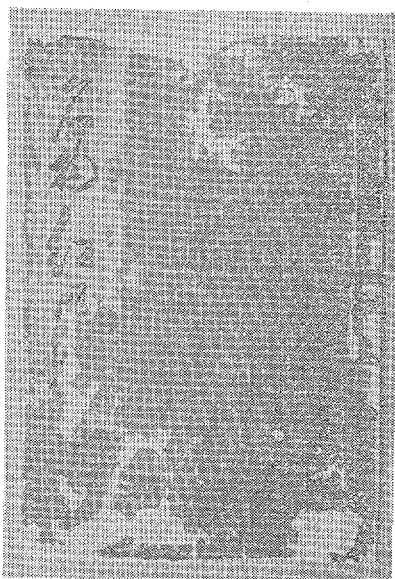
「紅の袖」を書いた小平次と、「松の木枕」を作つた後藤屋の隠居なるものが、果して同一人か否かを決

定することは、資料的には困難であつて、そこまでは未だ手を尽していない。しかし、享保十五年（一七三〇）と仮りに明和五年（一七六八）とを比較すれば、その差約四十年となる。若し仮りに、隠居して七、八〇才まで長命したとすれば、同一人と推定する可能性もある。さらに、両書を比較対照して読むと、何れも文章が達者で、しかも、八日町の花市場の雑踏振りの描写、恥し川の伝説など、文章に繁簡の差こそあれ、同一人の筆と見做される箇所の多いことに気がつくことであらう。

後藤小平次家が紅花の買い次ぎ商人であつたことは前から知られていた。天保七年（一八三六）の紅花関係資料（山形大学図書館蔵）や、年代不明の明治大学刑事博物館所蔵資料等に、その名が散見していることから察するに、代々小平次を襲名している山形の紅花商であつた。しかし享保頃から既に斯業を営んでいたことは新発見である。宛名の松坂屋については未調査

であるが、差引目録によると、松坂屋からの仕切表は五百両の大金で、そのうち、草薙六左衛門に七拾兩五分余、後藤平三郎に貳拾兩三分余、永田二郎兵衛に拾八兩貳分余、土屋与次兵衛に四拾七兩余、後藤小左衛門に五拾五兩貳分余、鈴木忠右衛門に廿壹兩貳分余、藤田長左衛門に九兩貳分余の仕切表を渡し、残余の貳百三拾五兩三分余は小平次分であつた。これらの人々は、当時の山形における紅花仕入宿でもあつたろうか。小平次はこれらの上に立つて、上方の紅花問屋に対する取り次ぎ業務に当たっていたものと思われる。

こういう家柄にあつたればこそ、最上紅花の事情にも通じており、筆の立つてまかせて綴つたのがこの「紅の袖」で、最初から一応の予想を立てたように、単なる手紙ではなく、それに託した作品と見るのが至当であらう。そのことは題名からしても領けることで「松の木枕」と言い、「紅の袖」と言い、実に風雅であるのみならず、両者とも旅人に託し、手紙文に託したという構想の上からも言われることである。



「名物紅乃袖」表紙

名物紅の袖

一、出羽国村山郡最上山形へ、大上々の国と聞し、観
ニ山厚里広して田畑沢山たり、東にハ蔵王か嶽、是よ
り水流馬見ヶ崎と云大川有、水流早ク暉麗にして、此
水町中へ流、家々の調法誠に余国にも珍し、此国町割
家作り有しも、聞及し按察使將軍修理太夫源兼頼公御

入部有、其後御子孫源義光公武勇甚しきにより、近国御
手に入こと凡百廿万石と云伝へり、此時寺^(之カ)堂社に
被寄附知行町中近在に夥し、町中□寺社知行乃高六千
百八拾七石、只今御朱印に罷成候、此寺社廿七ヶ寺、
惣而無印の寺社共七拾式ヶ寺、名所ハ名のみ残りて跡
かもなし、猶名物の出物蠟・漆・真わた・紅花・青苧
・たばこ・布・紙・紫・あかね・大豆・大麦・小麦、
薬種ハ黄蓮・桔梗・茯苓・白朮・柴胡等也、先春ハ雁
鴨、下条青蕪のくき立、清水川のセリ、千歳山あこやの
松、同所の松茸、少し下りて麓にはつかし川、昔あこ
や姫此川を渡されしに、はつかしとのみ有て、水中に
膝つき給へハ、此流たへて陸と成り、今に其印残りて
上下ハ水流、中程は水なかりき、愛宕山小松原のはつ
たけ、法祥寺の桜、明覚院のつつし、大宝寺たはこ、
小白川の栗、印役の桔梗、門伝柏倉の青苧、山野辺赤
人の松、此外名所名物夥多し、略之、中にも紅花ハ何
頃よりか植始めん、土地相応にて、商売の種と成、京

都方も紅屋中買數多御下向有て求之、海川を渡し、京都へ登せ、利運を得たり、此種蒔附より荷造り京都着の様子、愚意なからあらく書つらね侍りぬ、

一、紅花種蒔付ること、新種古種の式種有、昔より古種を用ひ、新種をきらふ、然とも、種不足之時ハ新種を寒漬と云物にし、寒に入、水にひたし置、二月頃取上ケ、天氣能日一日二日と干上ケ候様に仕候、干上ケ惡鋪候得ハ、種ニ口明惡鋪用立不申候、若惡敷種又ハ鼠喰かゝり候種を蒔候得ハ、生立三四寸、六七寸の頃より、草に□つ付、其よりくさり、紅花咲不申候、何

(虫喰)

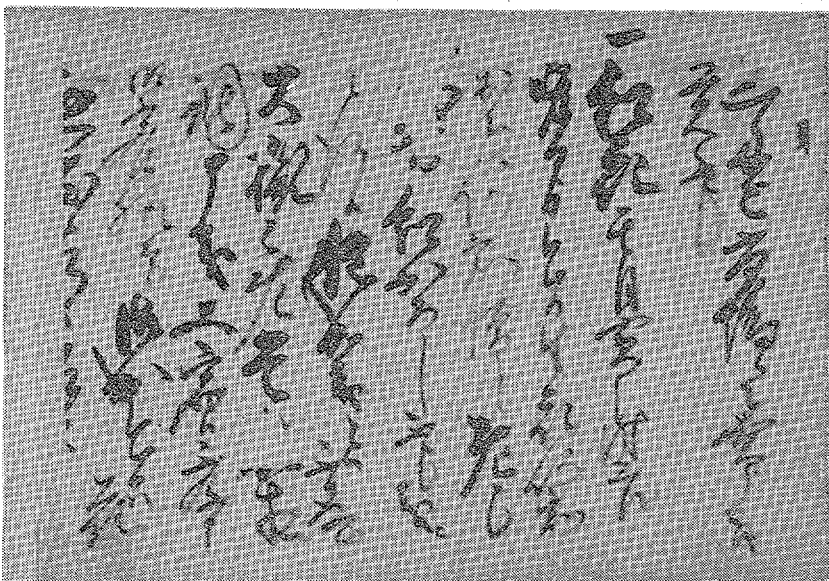
れも其節こぎ捨申候、ならびの畑に能種蒔候とも、此くさりならひの畑迄うつりくさり申候、依之蒔付時殊之外種吟味仕蒔申候、惡鋪種ハ油にいたし候、ケ様の儀故、百姓畑相応と種吟味致所持仕候、蒔付之頃、春土用三四日前より段々蒔申候、乍去所により、山掛り(童)天堂・楯岡・谷地辺ハ又々日限延引仕候、其故、山形表方出来遅ク御座候、尤草生見事と御座候共、六七

名物紅乃袖

寸之頃虫付候事、又ハ咲前と照強、其上雨度々降候得ハ、輪枯と申て、畑より三四分、七八分迄も枯申候、餘の作物と違ひ、畦ならざる物にて、百姓迷惑此事と御座候、然共、紅花の間と大豆を植候得ハ、紅花違ひ候もも半作ハ取可申事、上草生之時ハリん掛り十七八、廿四五迄も枝御座候も咲出し候、近年買出し直段高直と御座候、是ハ御城内廻り川原通町近在、三五の紅花に紅御座候よし、仮ハ未雨花に御座候も、地廻り照花と御座候共、同じ様に申ならし、三五地廻り紅花人々望被申候、当年土用六月五日と御座候所と、五月廿七日八日と市場初り買取候、去年中照り年とて紅花不出来、当年ハ雨年と兼考罷有候所に、五月十六日と雨天続、廿三日迄雨降申候、其ハ天氣打続雨無之、六月五日六日東方近在迄ハ雨降候得共、山形ハ一切降不申候、五月七日昼八ツ時分ハ雨ふり出し、日暮方ハ大雨、八日九日十二日迄ふり続、十二日昼方八ツ迄天氣、夫ハ夜中雨ふり、十三日明五ツハ天氣、

右思ひ掛も無御座永雨、如何様二十日三十日も降続可
申様と被存雨天に御座候也、及難義候、先達あ段々買
取候紅花、出前にも成色黒^ミ、或ハくされ、又ももち
よつほりに致置候生干の紅花くされ申こ付、八日方棚
をかき二階を上ケ、其外寺々堂社迄も、縁を求め借
り候て干置候得共、十二日迄之永雨て紅花くされ、
或ハ色黒^ミ候、紅花と申物餘の買物と違ひ、水物と候
得ハ、明日つミ出し候花に、今日方夜中迄こ雨掛り不
申候得ハ、雨花とは成不申候、雨後一兩日ハ宜鋪様申
候得共、兎角少たり共雨かゝり不申候得ハ、紅無御座
候、尤雨降不申候共露有之候得ハ、檢分能相見へ申候得
共、雨花こハしかじ、仮露有之候共、夜中朝かけて風吹
候得ハ、干上ケ候て不出来こ候、此調物年来寛申候こ、
兎角天地の運氣を考、天氣永雨寛申事肝要と候、猶雨
花望買口所存に叶ひ、算用之上相調候共、此花一夜二夜
ねせ、又ねせ相応出来前へ至り、雨に逢申候得ハ、所
存之様こ干上ケ成かね、色黒^ミ、紅毫割式割損申候事難

計候、出し時ハ片時之違ひこて、色黒^ミ斗こも無之、殊
之外減り申候、出し時節天氣能候得ハ、一入見事こ乾上
ケ、上出来之雨花こ御座候、仮照花と候共、出し時節之
天氣こより、檢分ハ見事こも出来申候、是又荷主様御仕
合、宿々仕合、三足和合之事と被存候、神力大切と奉
存候、最初地廻り最中の節極照花、然共、末々こ至り
候ても打統照も(の照カ)と難斗、何れも少々宛ハ見合こ調申候、
家の方大分調申宿も有、一切調不申候人も御座候、
何れ之方可然哉と見合候処こ、雨天こ紅花出来多分
の高下御座候事、依之直段も前代寛不申、如何様仕切表
大高下可有之奉存候、惣ハ紅花盛ハ、つミ初方日照
の年ハ五六日つミ申候得ハ、四海と申て仕廻こ御座候
紅花もつもり不足こ出候、雨之年ハ七八日、時こ
より十朝斗もつミ申候、紅花もつミ能、所存より多
出、直段も宜鋪、百姓勝手こ罷成候、山郷こ至り、雨
花こ罷成候得也、見分ハ能候得共、花あらめこ而、紅
の光り薄ク、不^レ宜物之様こ昔方申伝へ候、紅花始終

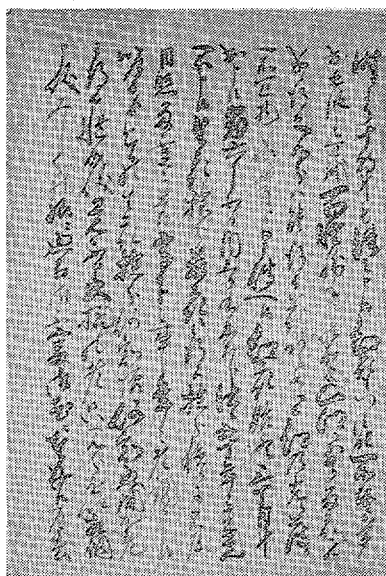


「名物紅乃袖」原稿

名物紅乃袖

(表紙中張りより発見)

三十日斗出申候、当六月五日内上り九匁五分仕候、五
十年已来寛不申候、生花検分雨花と候得ハ、検分積り
に不及、日照雨不足之節、高下之事年々考調申候、昨日
は今日の生花検分何割増、何割悪鋪を考候得共、健
成儀寛不申、大概の考、只見分を以相調申儀、みしく
の様と思召、御不審御尤と奉存候、乍去、紅花干揚ケ、
紅多少考申内と、最早盛過、一日勝負の買物と候得ハ
氣之毒千万此御事と候、愚意ながら考申候、此義面伝



「名物紅乃袖」本文

こならて申上兼候、依略之候

(数行分空白)

右考ヲ以紅多少を知調可然候、只悲しきハ、出し時節天氣を願候、あわれ去申の各式に、夜ハ雨降、昼天氣に始終まいり候ハ、世間一同客も寄(亭カ)主も心も病ミ不申、満足仕候、市場へ罷越候節ハ、毎日〳〵花の善惡を考、何処位と客方宿々買子も相談いたし、買掛候得共、人々の思ひ入、又ハ中買山家大概花の善惡を考、花屋の思ひ入を知、中買方強氣こ成、中〳〵所存之通うり不申こ付、壹分式分積りより買上ケ、此義相場之様こ罷成相調申候、壹軒式軒高直成迎、相込メ調不申候共、其日下直こ成こもあらず、見合申事も一夜一日二日ヲ待、買おくれ、大切の地廻り紅花買損し候得ハ、又調申儀難成候、只見合こハ十駄と心掛候花屋五駄調、所存より不足こ調申ハ外無別儀候、買おくれ、山花に至候てハ、大切の合口如何と御座候間、此商売物ハ少々干場小屋に支度物入等御座候共、拾五駄と心掛拾

駄、拾式駄位調申義手間無之候、仮長雨仕候迎も、不自由成事少も無之候、日照花をのそき、雨花の時節少々存入ハ高直こ候共、一度に五駄も七駄も相調候得ハ、駄口揃申候、猶老年に一日二日ハ必雨花下直成日御座候、既に当年も六月十日迄雨花こゝ、内上り六匁迄仕候、ケ様之節ハ、御客の思召こ入不申候共、相調申儀こ候、惣ゝ入用多候共、小屋餘慶仕度奉存候、乍去、日照の年ハ早速干上り候得ハ、其節ハついへ之様こ被存、仕切算用御客様へ如何氣之毒、又ハ外の花屋方も仕切高直こ候得ハ、申訳も難立候、如斯あれは迎、雨之年ハ不自由千万、くさりも出候て申分無之、難義こ奉存候、干場も右之通、日照の年ハ場所も入不申候得共、雨之年ハ大分の紅花一度に出し申故、場所無之候得ハ、干場にあまり、天氣こ成候ても取干不申罷有候儀、毎〳〵数多、当年も左様之花屋御座候由風聞仕候、兎角駄数相應之場所支度可仕候様專一こ被存候

一、紅花市場、七日町十日町兩所へ勝手へ罷出相調申候、先十日町ノ辺、花屋を沙汰仕候へ、南郷の花ハ上野山へ掛り、紅花結構之由、昔之格をあたしめの花出候得へ、北方の花見事之様を申候得共、左にあらす、南郷ハ狭ク北郷ハ広し、十之物七分八分ハ北在より出候、三式分ハ南在より出申候ゆへ、惣十日町へ北在ハ山家買出し持参仕候、中々北在より十日町へ花持参不致候へ、市場も淋しく、立兼可申様を被存候、然へ、花のよき悪鋪不及論、時節の運かと被存候、十日町安田・有沢・北条等之義へ、手前宜敷、御客之仕入紅花を不構、仮仕入掛り物多候共、小屋乾場惣のものの迄支度致置、不自由を無之様仕候故、紅花も心能出来、其上あつらへも多、廿駄三四拾駄も調被申候に付、惣の掛り物、五六太も拾駄も式拾駄も、掛り物同し様に御座候、只御役運賃之様成事の違ひ斗に御座候、紅花市場に出水花をを買申候、山家と申候て、中買の者在々生花買出し、市場に持参致、水この

たし、木綿のきれ三尺斗成物かねのてにぬい、是にて丸クしぼり、水のたらへ出候をしとみ、又ハ板・板戸にならへ、五ツ六ツ十廿持出売申候、此紅花相場外之売買と違ひ、片時之間に高下御座候、秤に言をいわせ、誰れ致共なく、高下相知調申物を御座候、遠国とハ云ながら、買人売人の有様、丸はたか、肌着斗、或ハ笠ミのを着し、物へ鋪出たち、只狂人のことく、餘国より来り見物せしへ、うたてき事也、買求候紅花半切に入、小屋へ持せ、念を入ほごし、黄目と雨花照花とに應し、水つもり候を水を打、きけを流し、ねせ申候、最中時ハ四ツ九ツ八ツ迄も調申に付、紅花ねせ、小屋仕廻候得へ、夜明申儀度々に御座候、其夜花の様子を見届、手返し何ケ度と申義無之候、其折へ能ほと宛水もうち、いよく出時節罷成候得へ、朝夕きらい無之、何時とても出し干申義之候、出時節来り、雇女の手を掛、ちよっほりに仕干申候、廿ヶ年以前迄ハ米の粉を入、大もちこ仕、百六拾め掛、老駄を式百

袋宛作り申候、其後、無粉のちよつほりこ仕候、又頃日こ至てハ、無粉小もちこ仕、五百め掛、耆駄こ六拾四袋宛作り申候、一兩年以來、御客方御指図にて、雨之年ハ小もちこ致、照の年ハ大ふりに仕候様に被仰付候こと、御尤に候、照の年ハ早速干上り申ニ付、紅いたミ候、依之もち大ふり、雨之節ハ小もちに仕候、くさり不申、早ク乾上り申御覚候、干上り見合、上より薙を掛、平目にふませ、一ツ宛かへし干候て、ほし上り候得ハ、渋紙こ入、出来次第塵を取、袋に入、荷作り、登セ申候、先年ハ夜露を掛候所に露入候迎も、紅増候義も無之付、是又御客御望こゝ無露仕候事、右之荷物山形ハ大石田迄陸路十里、此間耆駄こ付十匁拾式匁迄、荷物ノ多小こ少々違ひ有之義、大石田ハ酒田迄川船路法十九里、酒田海船に積し敦賀迄、同所ハ塩津迄陸路七里也、同所ハ水海を渡し大津着、大石田ハ大津迄之運賃上乘式分式朱、送り荷物迎大石田問屋より大津問屋迄手板こて、所々

問屋請払之荷物、耆駄こ式分宛相添遣候、此義式朱宛徳用相見ヘ候こ付、当年も上乘持も式分運賃こ致候様こ被仰候ヘ共、上乘持式分こゝ才料成かね、弥式分式朱こ罷成、上乘罷立被申候、徳用ハ御座候得共、万一海船にて荒に逢、打荷水船等海盜之節ハ、上乘と云ふ物も能事か、船中の難は百年目と申伝ヘ置候、近年渡世之様こ罷成、海船命掛とハ存候得共、無抛方ないせ参宮みのぶ参詣彼是を被申達候故、国のならいとて郷こ入ねれハ無是悲半分ハ分荷にも被成御わたし候こと、誠に上乘沢山にて、客様方宿く迎も挨拶仕兼候、其上廿ケ年以前迄ハ、町中に紅花買申者、宿共こ廿軒斗も御座候、中く不身上之者紅花調申義不致、勿論相頼買セ候迎も、取調兼申候、然ルに、十ケ年以來ハ世上がし之不商こ付、上方衆ハ不申及、近国の客衆を請ケ、渡世斗か荷口銭を申請ル事故、縁を求め近付、或ハ輕薄を以引入、不身上のやから、無下人或は無土蔵も、其上、家賃鋪金等に入置申候仁も、紅花の頃ハ、金銀

天より降思ひをなし、身の様宜舗不相應のもてなし、
老駄式駄荷物引請、当分能様と仕出し候、ケ様のこと故
軒数多罷成候、近年ハ五十四五軒六十軒程花屋御座候
様と相見へ申候、市場見世数多候間、最中の節、又下
直こも罷成可申時も、下り不申候、見世数を見置、山^{サン}
家強氣と成、中買山家方直段立申様と斗被存候、
是共に天運と覺申か能御座候、如此申儀惡舗申様と
候得共、又能雨花之時節、多分調申度時は、かと数仕^軒
入御頼置候も、御断可為也、此義能々考候てハ、不
身上之者と、大切成金子受取手形老枚にて御わたり被
成候義無心元候、尤渡世と仕、明年を考申候故、如何
様共御損毛ハ相掛不申義と御座候、乍去、間こ合不申
時節ハ、神仏の金子とても埒明かね申こと、世の中の
ならひこて候、誠に餘國にまたと無之結構成國とかや、
何不自由成事もなし、田畑雜穀多、肴沢山、海なけれ
共、仙台海より日く^に持参す、其外、菓子・まん中・
掛屋・西川の諸白、諸商人の入込、乍去、色里と金持

の無之ハ過去のなす業成べし、六月ハ三ツ四ツのわら
べ共迄錢を取ること、猶大人ハ云ふに不及、一日と五
十七十文、百弍百文、商人はそれに順ず、日雇ハ不好、
あわれ老年に式度紅花の咲物ならは如何せん、此國に
まつしき者は有まじ、次に近年手前干に紅花をいたし
是を山家中買し、売買御座候、能花ハ不足とある、中
下沢山に候、水花下直こてうりかね、畑より沢山出仕
廻遅ク罷成、売かね、手干に仕候、町こてハ粉なしに
も致候得共、在込こてハ必米の粉を沢山こ入申事に候、
仮能花逆も匱相と見候てハ、難調物に御座候、上方衆
へ干花御目にかかけ申節ハ、大勢中買山家共持参仕、兎
や角取持候様といたし、うり附申事とて、粉五匁三匁
如何程入ル不入之儀考候得共、其程難斗奉存候訳ハ、
干花袋入見申ニ、花不足とある、目合と斗掛り申候へハ
粉入申儀多候様と被存候、御遣口之儀ハ不存候得共、
見分紅不足と出可申かと考申候、干花調候と、合口買
元算用致候得ハ、花屋仕入より弍三両、又同し格とも

参候紅花も御座候、同じ直段こも参、一忒兩などの違

ひに候ハ、御仕入之方可然奉存候、乍去花の善惡、

直段高下、御思ひ入こもよるべきことか、此辺方も干

紅花調為登候義も御座候に、仮「(景氣カ)」能年も、

干花ハ壳口延引、殊こ不景氣之節ハ壳かね申義考候得

ハ、紅不足紛無御座候様と奉存候

(一行分空白)

右之趣、紅多少之儀御尋被成候得共、只今迄ハ買口

検分斗こゝ必定致たること、餘人ハ不存、手前く

覺不申候、此度御不審之旨御尤奉存候、考候趣御客

様へ申談取、御了簡候ゝ相認候、遠國之儀御座候得

ハ、言もいやしく、書取兼候、たらさる所ハ、御推

量にて御覽被下、御加筆、又明年ハ紅花に心を付候

ゝ、紅の高下考可申奉存候 以上

戌

六月

(裏表紙)

時文化二乙丑正月求之ヲ

七松山

左 膳 主

(後筆)

口演

此本何方様と元チカイ
(取カ)

被成候共、御被見被成候ハ、

地福寺方へ御返可被下候

尙落字仮ナ違等、宜敷御

覽可被下候 以上